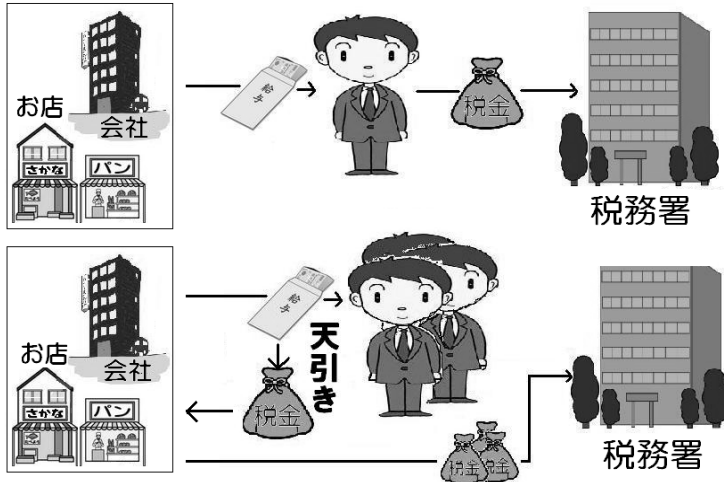


## 2. 毎年納める税金

### 源泉所得税

源泉所得税は会社やお店の費用ではありません。働いてもらっている皆さんから預かっている税金です。本来は給料をもらった本人が所得税の申告をして税金を納めるべきものですが、少しでも早く税金を手にした、少しでも手間をはぶきたい税務署の思惑で、その徴収作業を会社や事業主をお願いしています。



預かる所得税の金額や年末調整の手続きについては毎年お届けしております「さあ年調！ 年末調整についてのお願い」などをご参照下さい。

### 納期の特例

源泉徴収した所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月 10 日までに国に納めなければなりません。

しかし、届け出により給与の支給人員が常時 9 人以下の場合は、源泉徴収した所得税を、半年分まとめて納めることができます。これを納期の特例といいます。

原則	納期の特例
毎翌月 10 日まで	1 月～ 6 月分 7 月 10 日まで
	7 月～ 12 月分 1 月 10 日まで

前半分をきちんと 7 月 10 日までに納付していれば 1 月 20 日まで

納税が遅れた場合は **不納付加算税と延滞税**

1 日遅れても 1 割増し

源泉徴収により納付すべき税額を、正当な理由なく法定納期限までに納付しなかった場合は、本税に対し 10% の税率で追加課税されます。ただし税務署から催促される前に自主的に納付した場合には 5%。いずれも延滞税がかかります。

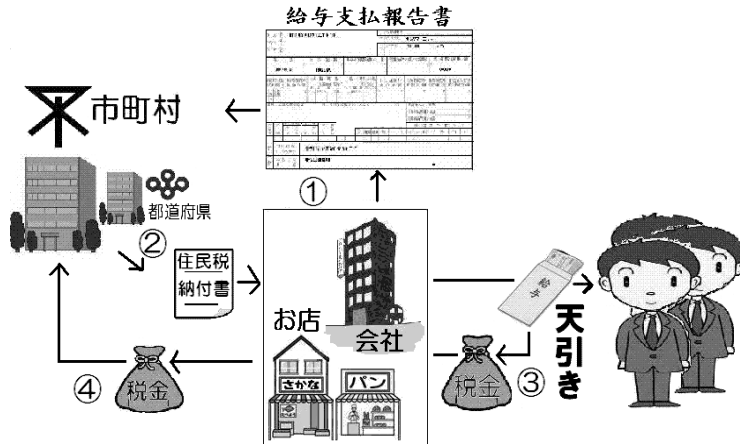
また、税務署からの指摘があったときに、事実を隠したりウソをいった場合は、不納付加算税に代えて税率の高い重加算税が課せられます(35%の税率)。

源泉所得税はもともと従業員の皆さんからお預かりしている税金で会社やお店の金ではありません。責任をもって納付しましょう。

**不納付加算税・延滞税は税金を計算するさいの損金にはなりません**

## 預り住民税

住民税も会社やお店の費用ではありません。働いてもらっている皆さんから預かっている税金です。源泉所得税と似ています。源泉所得税は給料の額や社会保険料などから預かる税金の額を会社や事業主が計算しなければなりません。住民税は納付額の印刷された納付書が市町村から送られてきます。



年末調整のあと個人の「給与支払報告書」を各市町村へ提出します。

各市町村から個人の住民税の納付書が送られてきます。

納付書の税額に従って、給料から天引きします。

各市町村へ納付します。

大阪市で商売していれば、大阪府と大阪市

住民税は前年の所得に対する税金を、6月～翌年5月までに分けて納税します。

## [特別徴収]と[普通徴収]

[特別徴収]とは、上記のように会社やお店が働いてもらっている皆さんに代わって、住民税を納付する税金の納め方です。市町村にとっては徴収漏れを防ぐことができ、納税者の手間も省くことができます。会社やお店にとっては事務負担が増えます。

納付期限は翌月の10日までです(大阪市)。

[普通徴収]とは、[特別徴収]と反対で働いている皆さんが自分自身で住民税を納付する税金の納め方です。「給与支払報告書」を各市町村へ提出するさいにその旨伝えておきます。納付書は会社やお店には届かず、各個人へ届けられます。

アルバイトやパートなどの従業員も特別徴収するのですか？

アルバイトやパートであっても、前の年に給与を支払っていて、4月1日になっても続けて給与を支払っている場合は、特別徴収します。

社員が退職しました。特別徴収の手続きなどはどうしたらいいですか？

退職、転勤、休職、死亡などがあった場合は、「給与所得者異動届出書」を、異動のあった月の翌月10日までに、各市区町村へ提出します。



この手続きをしないと、辞めてしまった従業員の納付書が会社やお店に届きます。

## 固定資産税

固定資産税には以下のようなものがあります。

不動産を取得したときにかかる不動産取得税 **取得したとき**

動かさない資産 = 不動産（土地や家屋）にかかる税金 **毎年**

動かせる資産 = 動産（機械や備品など）にかかる税金 **毎年**

特に の税金を「償却資産税(しょうきゃくしさんぜい)」といいます。

不動産取得税 土地や家屋などを売買・贈与・交換・建築（新築・増築・改築）などによって不動産の所有権を取得したときにかかる税金で、都道府県に納めます。

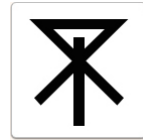
都道府県の税事務所へ「不動産取得申告書」を提出すると、納付書が送られてきます。納めるのは取得したときだけです。



大阪府に住んでいれば、**大阪府**

土地・家屋にかかる固定資産税 毎年1月1日に土地・家屋の所有者に対して課される税です。

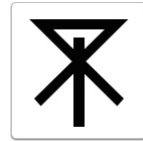
毎年4月上旬頃(大阪市)に市町村から納付書が送られてきます。それにより、年4回(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めます。(1年分まとめて納付することも可能です。)



大阪府に住んでいれば、**大阪市**

償却資産税 会社やお店で使っている機械・器具・備品等に対して課される税です。

毎年1月1日現在の資産の所有状況を1月31日までに市町村へ申告し、4月上旬頃(大阪市)に市町村から納付書が送られてきます。それにより、年4回(4月、7月、12月、翌年2月)に分けて納めます。



**！この税金は自分で書いて、自分で申告**

償却資産の例

資産の種類	
機械および装置	機械式駐車設備、工作・木工機械等各種製造加工機械、印刷機械、土木建設機械、その他各種業務用機械および装置
工具・器具および備品	パソコン、LAN 設備、理容・美容器具、看板、ネオンサイン、厨房機器および用品、冷凍・冷蔵庫、机・椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビ等映像音響機器、放送機器、室内装飾品、じゅうたん・カーテン、コピー機、レジスター、光学機器、遊戯器具、自動販売機、取付工具等各種工具、観賞用・興行用の生物

計算方法など詳しいことは各市町村へお問い合わせ下さい。